

ブロック塀診断士の皆様へ

令和4年8月22日より「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習（WEB講習）」が実施されます。

* 詳細は、PDFをご覧ください、（主催）日本建築防災協会へお問合せ下さい。

【一般社団法人日本建築防協会（TEL;03-5512-6451）（HP;www.kenchiku-bosai.or.jp）】

（国土交通省による認定証；平成31年1月1日付）

平成25年国土交通省告示第1057号第3号の規定に基づき、組積造の塀の耐震診断については、平成31年1月1日付け国住指第3105号において国土交通大臣が平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第1本文ただし書の規定に基づき認定した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準に関し、一般財団法人日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」を修了した一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。）、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。）、木造建築士（同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。）（国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。）、又はブロック塀診断士（公益社団法人日本エクステリア建設業協会のブロック塀診断士をいう）を、同告示第1号及び第2号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認める。

「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習（WEB講習）」は、一般財団法人日本建築防災協会が国土交通省、国土技術政策総合研究所及び建築研究所の協力の下作成した、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」をテキストとして行うものです。受講対象者として、JPEX（日本エクステリア建設業協会）の資格であるブロック塀診断士の資格登録をされた方も対象となっております（1・2級建築士と同等の扱いをいただいております）。この講習を終了すると、診断が義務付けられたブロック塀等の耐震診断を行うことができます。